

別表十二(十)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設解体準備金の金額	18			
積立期間	2	昭平平	翌	解体費用を支出した益金算入額	19		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「23」欄</p> <p>原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の54第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄:「10196」</p> <p>③ 「適用額」:当該別表十二(十)「23」欄の金額(円単位)</p> </div>			限度超過額(17)	20			
積立限度額の計算	累積限度基準額	5	越金額	その他の場合による益金算入額	21		
	前期以前の損金算入額の合計額(前期以前の(23)の合計)	6					
	前期以前の積立限度超過額の合計額(前期以前の(11)の合計)	7				計	22
	前期以前の累積限度超過取崩額の合計額	8				当期積立額のうち損金算入額(3)-(11)	23
	計	9					
積立限度額	10	期末原子力発電施設解体準備金の金額(18)-(22)+(23)	24				
積立限度超過額	11	貸借対照表に計上されている原子力発電施設解体準備金	25				
累積限度超過額の計算	累積限度基準額	12	貸借対照表の金額との差額の明細	当期	前期以前分		
	前期以前の損金算入額の合計額(前期以前の(23)の合計)	13				差引	26
	益金算入額の合計額	14				貸借対照表の取崩不足額(22)-((3)-((25)-前期の(25)))	27
	前期以前の累積限度超過額の合計額(前期末までの(17)の合計)	15				当期に生じた差額の合計額(11)+(27)	28
	差引原子力発電施設解体準備金の金額(13)-(14)-(15)	16				前期末における差額(前期の(26))	29
当期累積限度超過額	17						

別表十二(十) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分